

県内の建設事業者の皆様へ

◆ 労働環境の確認にご協力ください! ◆

愛知県では、対象となる公契約（以下、特定公契約と言います。）の相手方である事業者に対して、労働関係法令の遵守状況を確認するため、以下の様々な取組を実施しています。

- ① 労働環境報告書の提出
- ② 賃金単価及び報酬単価の報告
- ③ 労働者からの申出
- ④ 事業者及び労働者への周知



特定公契約とは

愛知県が締結する契約のうち、

全ての契約が対象ではありません！

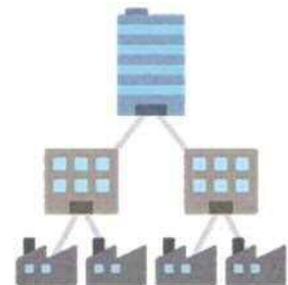
- ・ 予定価格 6億円以上の工事請負契約
- ・ 予定価格 1,000万円以上の清掃、警備、受付・案内、電話交換に係る業務委託契約

① 労働環境報告書の提出

提出が必要な事業者は？

特定公契約の履行に関わるすべての事業者。

（下請・再委託事業者を含み、いわゆる一人親方を除く。）



報告の対象となる労働者は？

特定公契約の履行に係る作業現場に従事するすべての労働者。

（作業現場で直接従事しない労働者（ex. 営業職、現場監督など）を除く。）

報告の内容は？

労働条件の明示や就業規則の届出など労働関係法令の遵守状況。

（詳しくは、別添の労働環境報告書をご覧ください。）



提出時期や提出方法は？

契約締結後、元請事業者がとりまとめて県に提出。

② 賃金単価及び報酬単価の報告

報告が必要な事業者は？

特定公契約の履行に関わるすべての事業者。(下請・再委託事業者及び一人親方を含む。)

報告の内容は？

業務に着手後、最初の1か月に係る賃金(報酬)単価。

- ・一人親方以外の事業者
 - …従事人数、1日(8時間)当たりの賃金単価の平均額及び最低額。
(工事請負契約の場合は、労働者の職種ごとに報告。)
- ・一人親方の事業者
 - …職種、請負金額、経費の合計額、作業日数、1日当たりの報酬単価。



提出時期や提出方法は？

労働環境報告書とは異なり、下請事業者も
直接県へ提出

業務に着手後3か月以内に、パソコン、スマートフォンなどから「愛知県電子申請・届出システム」により提出。

(システムの入力が困難な場合は、郵便、ファクシミリなどでも提出可能。)

③ 労働者からの申出

特定公契約のもとで働く労働者からの申出を受付。

- ・労働環境報告書の内容に関する申出... 愛知県会計局管理課
- ・労働問題に関する申出...
 - 最寄りの労働基準監督署内の総合労働相談センター
 - あいち労働総合支援フロア労働相談コーナー など



連絡先は別添チラシを参照。

④ 事業者及び労働者への周知

・別添のチラシ「労働環境の確認について」を、特定公契約に携わるすべての事業者及び労働者に配布、作業現場に掲示。

・「労働環境の確認に関する質疑応答集」を作業現場に常備。

本件に関する問い合わせ先

愛知県会計局管理課 会計企画・調整グループ

名古屋市中区三の丸3-1-2 電話：(052) 954-6653

☆ 詳しくは、愛知県公契約条例に関するホームページをご覧ください。

HPアドレス：<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kaikeikanri/koukeiyaku.html>

愛知県 公契約

検索

労働環境の確認について

- 愛知県では、愛知県公契約条例に基づき、県が発注する工事及び業務に携わる労働者の労働環境を確認しています。
- 具体的には、労働関係法令に関する以下の事項について、下請及び再委託を含むすべての事業者から報告を求めます。

- ・労働条件を書面で明示
- ・法定年次有給休暇の付与
- ・安全管理者、安全衛生推進者などの選任
- ・労働災害を防止する措置の実施
- ・安全衛生教育、定期健康診断、ストレスチェックの実施
- ・労働環境の改善に向けた取組
- ・時間外、休日、深夜の割増賃金を法定どおり支払
- ・労働者1日当たりの平均賃金単価
- ・地域別最低賃金以上の賃金を支払



愛知県の最低賃金：1時間 円（ 年 月から）

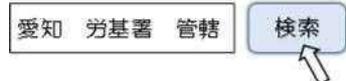
- 労働環境報告書の内容に関するお問い合わせは愛知県会計局管理課まで、また、労働問題に関するご相談は下記の機関にお申し出ください。

<労働相談窓口>

愛知労働局

最寄りの労働基準監督署内の総合労働相談コーナー

ホームページ：<https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/kantoku/kantoku.html>



あいち労働総合支援フロア労働相談コーナー

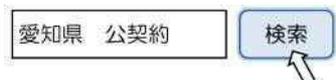
名古屋市中村区名駅 4-4-38 愛知県産業労働センター（ウインクあいち）17階
労働相談専用ダイヤル：052-589-1405

お問い合わせ

愛知県会計局管理課会計企画・調整グループ

名古屋市中区三の丸 3-1-2

電話：052-954-6653



労働環境報告書

区分	項 目	回答
労働条件	① 賃金、労働時間、その他の労働条件を各労働者に書面で明示していますか。	
	② 常時使用する労働者が10人以上の場合に、就業規則を作成し、所轄の労働基準監督署長に届け出るとともに、作業場の見やすい場所に常時掲示するなど、法令に従った方法で労働者に周知していますか。 (常時使用する労働者が10人未満の場合は、「/」を記入してください。)	
	③ 法定労働時間(1日8時間以内かつ1週40時間以内)を超えて労働時間の延長または休日労働を行わせる場合に、所轄の労働基準監督署長に時間外・休日労働協定(36協定)を届け出ていますか。(時間外労働の上限は、原則として月45時間・年360時間(建設事業は、2024年4月1日から上限規制を適用)) (労働時間の延長または休日労働を行わない場合は、「/」を記入してください。)	
	④ 法定の年次有給休暇を付与していますか。(年次有給休暇は、雇入れの日から6か月間継続勤務し、8割以上出勤した労働者に対して10日付与され、その後は継続勤務年数に応じて最大20日まで付与されます。また全ての使用者は、労働者に対する年5日の年次有給休暇の確実な取得が義務付けられています。)	
	⑤ 労働者名簿及び賃金台帳を整備し、健康管理上、労働者の労働時間の状況を客観的に把握していますか。	
安全衛生	⑥ 事業場ごとに次の者を選任していますか。 ・常時使用する労働者が50人以上... 安全管理者(一部業種のみ)、衛生管理者、産業医 ・常時使用する労働者が10人以上50人未満... 安全衛生推進者又は衛生推進者 (常時使用する労働者が10人未満の場合は、「/」を記入してください。)	
	⑦ 機械等による負傷や粉じん等に起因する疾病などの労働災害を防止する措置を行っていますか。	
	⑧ 雇入れ時及び労働者の作業内容を変更したときは、従事する業務に関する安全衛生教育を行っていますか。	
	⑨ 雇入れ時及びその後1年に1回、定期的に健康診断を行っていますか。	
賃金	⑩ 1年に1回、定期的に心理的なストレスを把握するための検査(ストレスチェック)を行っていますか。(常時使用する労働者が50人未満であり、かつ検査を行っていない場合は、「/」を記入してください。)	
	⑪ 賃金を通貨で全額、労働者に直接、毎月1回以上、一定の期日に支払っていますか。(口座振込を含む。)	
	⑫ 時間外労働、休日労働及び深夜業の割増賃金を法令どおり支払っていますか。(時間外又は深夜:2割5分以上、休日:3割5分以上、時間外かつ深夜:5割以上、休日かつ深夜:6割以上、月60時間を超える時間外の超えた部分:5割以上(中小企業は2023年3月31日まで2割5分以上))	
	⑬ 愛知県の地域別最低賃金以上の賃金を支払っていますか。	
取組事例	⑭ 労働環境の改善に向けた積極的な取組があれば、具体的に記入してください。	

※ 「回答」欄には、「○」または「×」、該当しない場合は「/」を記入してください。

殿

当該業務の労働環境について、上記のとおり報告します。

年 月 日

契 約 名

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

担当者連絡先

(所属名、氏名、電話番号)

労働災害の撲滅に向けて 取組の強化・充実をお願いします

- 愛知県内の建設業においては、令和2年(2020年)に723件の労働災害が発生しており、その約4分の1超が墜落・転落によるものとなっています。
- 本県では、県内の建設現場で働く人たちの安全と健康を確保するとともに、処遇の改善と地位の向上を図ることを目的として、「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する愛知県計画」を策定し、その推進に取り組んでいます。
- 労働災害の撲滅に向けては、地域一丸となった取組が必要不可欠ですので、建設業者をはじめ関係機関のみなさまのご理解・ご協力をお願いします。

1 働き方改革につながる制度や環境づくり

- ◇ 適切な安全経費の積算や工期の設定
- ◇ 週休2日制工事の導入
- ◇ i-Construction (ICT活用工事)の導入 など

2 建設工事現場における安全対策

- ◇ 建設工事現場の安全性の点検等
- ◇ 墜落・転落災害防止対策の充実・強化
- ◇ 外国人労働者の労働災害防止対策の推進
- ◇ 一人親方等の安全及び健康への配慮 など

3 従業員の意識啓発や安全衛生教育

- ◇ 安全及び健康に関する意識の啓発
- ◇ 労働安全衛生等の講習の実施
- ◇ メンタルヘルスケアの充実 など

【愛知県の建設業における労働災害の現状】



【建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する愛知県計画の概要】

経緯	「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」(2017年3月施行)に基づき同年6月に策定された、国の基本計画を勘案して、2019年3月29日に策定・公表。
計画期間	2019～2023年度頃
主な内容	<p>1 講ずべき施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ①建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等 ②責任体制の明確化 ③建設工事の現場における措置の統一的な実施 ④建設工事の現場の安全性の点検等 ⑤安全及び健康に関する意識の啓発 <p>2 必要な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策 ②墜落・転落災害の防止対策の充実強化 ③外国人労働者の労働災害防止対策の促進<本県独自の取組> ④計画の推進体制 ⑤施策の推進状況の点検と計画の見直し
目標値※ (2022年)	<p>死傷者数：606人以下 死亡者数：7人未満</p> <p>墜落・転落による死傷者数：202人未満</p> <p>※「第13次労働災害防止推進計画」(愛知労働局)の目標値</p>
リンク先	<p>愛知県Webサイト</p> <p>※ 本チラシは当課のWebページからダウンロードできます。</p> <p>https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toshi-somu/keikaku.html</p> 

【問合せ先】

愛知県都市・交通局都市基盤部都市総務課建設業第一グループ
 電話：052-954-6502 メールアドレス：toshi-somu@pref.aichi.lg.jp

個別取組事項の状況

○総合的かつ計画的に講ずべき施策

- Ⅰ 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等
- Ⅱ 責任体制の明確化
- Ⅲ 建設工事の現場における措置の統一的な実施
- Ⅳ 建設工事の現場の安全性の点検等
- Ⅴ 安全及び健康に関する意識の啓発

	取組事項	2021年度 実施計画
Ⅰ	(1)安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等	<ul style="list-style-type: none"> ・安全衛生経費確保対策の促進（国の施策を踏まえ実施） ・県発注工事における熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行 ・「安全衛生経費確保のためのガイドブック」（厚生労働省）による周知 ・立入検査等を通じた確認（国の施策を踏まえ実施）
	(2)建設工事従事者の安全及び健康に配慮した工期の設定	<ul style="list-style-type: none"> 適切な工期設定の徹底 早期発注、債務負担行為及び繰越（翌債）制度の活用 余裕期間制度（フレックス方式）の活用
Ⅱ	責任体制の明確化	立入検査等を通じ、法令遵守の徹底を図る。
		中小建設業者の安全衛生管理能力の向上に向けた教育等の支援を促進する。
Ⅲ	(1)建設業者間の連携の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業講習会における愛知労働局による講義の実施 ・労働基準監督署、農林水産事務所、請負業者合同安全パトロールの実施 ・愛知県建設工事関係者連絡会議における関係機関・団体との情報共有
	(2)一人親方等の安全及び健康の確保	<ul style="list-style-type: none"> 一人親方等に対して安全衛生に関する知識習得等がされるよう、関係機関と連携し、促進を図る。 「一人親方向け安全衛生教育用テキスト」（厚生労働省）の周知
	(3)特別加入制度への加入促進等の徹底	<ul style="list-style-type: none"> 「特別加入制度のしおり」（厚生労働省）の周知 一人親方等の建設技能者向けリーフレットによる周知
Ⅳ	(1)建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に関する建設業者等による自主的な取組の促進	公共工事の途上における安全指導や、建設工事の完了時における建設業者の安全対策の取組に対して適正な評価を実施する。
		リスクアセスメント等の基礎情報となる災害事例に関する情報や、建設業者及び関係団体による安全衛生活動の取組の発信を行う。
		安全性の点検等に関する建設業者や関係団体の自主的な研修会、講習会等の取組を公開する。
		安全性の点検・パトロールを行う者の能力向上や労働安全・衛生コンサルタント等十分な知識経験を有する者の活用、元請負人と下請負人との立場の違いを超えた取組等について、関係機関等と連携して促進を図る。
(2)建設工事従事者の安全及び健康に配慮した設計、建設工事の安全な実施に資するとともに省力化・生産性の向上にも配慮した工法の促進	施工の安全性に配慮した建築物等の設計に係る先行事例の普及を促進する。	
	i-Constructionを推進し、生産性向上にも配慮した安全な工法等の普及を推進する。	
	「公共工事等における新技術活用システム」による新技術の効果的な活用を促進する。	
Ⅴ	(1)建設工事従事者の従事する業務に関する安全衛生教育の促進	労働安全衛生法で定められた法定の教育や、安全衛生管理の能力向上教育など建設工事従事者の経験、能力、立場等に応じた教育を促進する。
		中小の建設業者が建設工事従事者に対して行う、不安全行動の防止や安全衛生管理に係る教育への支援を促進する。
	(2)建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進	建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する意識啓発に係る創意工夫事例をはじめとした建設業者等の安全衛生活動の取組や災害対応事例について情報提供し、水平展開を図る。
		建設工事従事者のメンタルヘルス対策や熱中症対策等、心身の健康を確保するための自主的な取組を促進する。
	健康相談窓口について、現場レベルでの周知と活用促進を図る。	

○総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- Ⅰ 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策
- Ⅱ 墜落・転落災害の防止対策の充実強化
- Ⅲ 外国人労働者の労働災害防止対策の促進
- Ⅳ 計画の推進体制
- Ⅴ 施策の推進状況の点検と計画の見直し

	取組事項	2021年度 実施計画
Ⅰ	(1)社会保険等の加入の徹底	建設業許可時の加入の確認及び指導、愛知県発注工事における未加入業者の排除対策や「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に基づく指導を進める。
		官民の関係者から構成される協議会等を通じ、引き続き、法定福利費を内訳明示した見積書の活用等による法定福利費の適切な確保及び建設業者及び建設工事従事者の社会保険等の加入の徹底を推進する。
(2)建設キャリアアップシステムの活用推進	民間での建設キャリアアップシステムの活用を促進する。	建設業許可窓口等におけるチラシ等の配布
	県における活用について国の動向も参考にしながら研究していく。	県発注工事における活用について国等の取組や地元建設業界の意見を参考に研究を行う。
(3)「働き方改革」の推進	愛知県公共事業発注者協議会などの場を通じて、適正な工期設定、週休2日制の推進等の休日確保、適切な賃金水準の確保等、公共工事の建設工事での取組を進める	<ul style="list-style-type: none"> 適切な工期設定の徹底 週休2日制工事の普及促進 ・「完全週休2日制工事」に加え「週休2日制（4週8休）工事」の導入 ・発注者指定型の対象を災害復旧工事等を除く全ての工事へ拡大 女性活躍を推進する企業の総合評価落札方式での加地点元建設業界と連携した愛知県版 i-Constructionの推進 愛知県公共事業発注者協議会の開催
	メンタルヘルスケアの充実等の取組を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・「メンタルヘルスアドバイザー・相談員」の事業所への派遣 ・「職場のメンタルヘルス対策ガイドブック」の作成 ・「職場のメンタルヘルス対策セミナー」の開催 ・「愛知県内一斉ノー残業デー」周知啓発の実施 ・シンポジウムの開催 ・「働き方改革サポートセミナー及びワークショップ」の開催
Ⅱ	(1)労働安全衛生法令の遵守徹底等	関係機関と連携して労働安全衛生規則に基づく措置の遵守徹底を図る。
		「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」（厚生労働省）に示されている「より安全な措置」等の一層の普及を図る。
(2)墜落・転落災害防止対策の充実強化	墜落・転落災害防止対策の充実強化についての調査・検討、フルハーネス型墜落制止器具の普及等、実効性のある対策を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・労働基準監督署、農林水産事務所、請負業者合同の安全パトロールの実施 ・愛知県建設工事関係者連絡会議における関係機関・団体との情報共有 ・建設業講習会における愛知労働局による講義の実施 ・「令和3年度における建設業の安全衛生対策の推進について」（令和3年4月12日付け愛知労働局労働基準部長通知）の関係者への周知 ・県発注建築工事において、フルハーネス型防止器具の費用を工事費に計上
Ⅲ	外国人労働者の労働災害防止対策の促進	外国人労働者の雇入れ時・派遣受け入れ時の安全衛生教育を徹底するための労働災害防止対策を促進する。
		外国人労働者の雇入れ時・派遣受け入れ時の安全衛生教育を徹底するための労働災害防止対策を促進する。
Ⅳ	計画の推進体制	関係者における連携、協力体制を強化する。
Ⅴ	施策の推進状況の点検と計画の見直し	国の基本計画の変更や本計画に定める施策の推進状況等必要に応じ速やかに変更する。
		関係課への照会による個別具体施策の進行管理と、必要に応じた愛知労働局及び中部地方整備局との調整及び連携
		国の動向を踏まえた関係課への照会による施策の進捗状況等の把握と、必要に応じた関係者との調整及び見直し